和歌山市公報

令和８年（２０２６年）６月１５日
第１８２５号

発　行　所　　和歌山市役所
発　行　日　　毎月　１日　１５日

目　　次

【規　則】

番号			ページ
48	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（人事課）	3
49	和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・	（人事課）	4
50	和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（人事課）	5

【告　示】

222	公示送達（令和７年度介護保険料納入通知書（特別徴収）及び令和８年度（令和７年度分）介護保険料納入通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（介護保険課）	6
223	市議会定例会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（財政課）	7
224	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・	（市民自治振興課）	8
225	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・	（市民自治振興課）	9
226	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（まちなみ景観課）	10
227	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（まちなみ景観課）	11
228	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（まちなみ景観課）	12
229	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・	（市民自治振興課）	13
230	公示送達（令和８年度固定資産税・都市計画税納税通知書）・・・・・・・・・・	（資産税課）	14
231	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・	（市民自治振興課）	15
232	特定施設の設置についての事前評価に関する書面の縦覧・・・・・・・・・・・・	（環境政策課）	16
233	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・・・・・・	（指導監査課）	19
234	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・	（指導監査課）	21
235	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（指導監査課）	22
236	介護保険法の規定による第１号事業に係る指定・・・・・・・・・・・・・・・・	（指導監査課）	23

【公　告】

○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・・	（地籍調査課）	24
○	土地収用法の規定による裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しの縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（道路建設課）	25
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（都市計画課）	26
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（都市計画課）	27
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（都市計画課）	28
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（都市計画課）	29
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・・	（地籍調査課）	30
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・・	（地籍調査課）	31
○	道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（建築指導課）	32

○　開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　（都市計画課）　33

【 農業委員会公告 】

○　農業委員会総会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　（農業委員会事務局）　34

【 企業局規程 】

5　和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する
規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　（企業総務課）　35

【 企業局告示 】

21　和歌山市企業局指定給水装置工事事業者の指定の指定・・・・・・・・・・・・・　（企業総務課）　36
22　和歌山市企業局指定給水装置工事事業者の指定の更新・・・・・・・・・・・・・　（企業総務課）　37
23　和歌山市企業局指定給水装置工事事業者の事業の廃止・・・・・・・・・・・・・　（企業総務課）　38

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年６月３日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市規則第４８号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和４３年規則第８号）の一部を次のように改正する。

第７条の４中「３１５，０００円」を「３３０，０００円」に改める。

第２１条第５項中「前各号」を「前各項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第７条の４の規定は、令和８年４月１日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

３　令和８年４月１日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この規則による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第７条の４の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第２項の規定による金額により支給されたもの（その額が６６０，０００円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第７条の４の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

（令和８年６月３日掲示済）

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年６月８日

和歌山市長　尾　花　正　啓

和歌山市規則第４９号

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成６年規則第６７号）の一部を次のように改正する。

別表第２第２号中「裁判員」を「裁判員、被害者参加人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和８年６月８日掲示済）

和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年６月８日

和歌山市長　尾　花　正　啓

和歌山市規則第５０号

和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成６年規則第７０号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「この場合において、」の次に「同規則」を加え、「第１４条の３」を「同規則第１４条の３第１項」に、「「深夜勤務、時間外勤務制限請求書」」を「「深夜勤務制限、時間外勤務制限、早出遅出勤務請求書」」に改める。

別表第３第２号中「裁判員」を「裁判員、被害者参加人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和８年６月８日掲示済）

和歌山市告示第２２２号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１４３条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和８年６月２日

和歌山市長　尾　花　正　啓

年度	種別	備考
令和７年度	介護保険料納入通知書（特別徴収）	
令和８年度 （令和７年度分）	介護保険料納入通知書	令和８年度随時２期の納期は、 令和８年６月１２日に変更する。

（別紙省略）

（令和８年６月２日掲示済）

和歌山市告示第２２３号

和歌山市議会定例会を次のとおり招集する。

令和８年６月４日

和歌山市長　尾　花　正　啓

１　期日　令和８年６月１１日

２　場所　和歌山市議会議場

（令和８年６月４日掲示済）

和歌山市告示第２２４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１１項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第１０項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年６月４日

和歌山市長　尾　花　正　啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
秋月自治会	規約に定める目的	本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 （１）市報、回覧板の配布等区域内の住民相互の連絡 （２）美化、清掃等区域内の環境の整備 （３）集会施設の維持管理 （４）伝統的行事、文化的行事の継承	本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 （１）市報、回覧板の配布等区域内の住民相互の連絡 （２）美化、清掃等区域内の環境の整備 （３）集会施設の維持管理 （４）伝統的行事、文化的行事の継承 （５）防災に関する事業	令和８年４月１９日
	規約に定める名称	宮地区秋月自治会	秋月自治会	

（令和８年６月４日掲示済）

和歌山市告示第２２５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１１項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第１０項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年６月４日

和歌山市長　尾　花　正　啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
秋月自治会	代表者の氏名及び住所	（登載省略）	（登載省略）	令和８年４月１９日

（令和８年６月４日掲示済）

和歌山市告示第２２６号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年条例第９号）第９条第２項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第１０条第１項の規定により告示する。

令和８年６月４日

和歌山市長　尾　花　正　啓

１　放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
ＪＲ和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和８年５月１６日、同月２０日及び同月２７日
ＪＲ和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和８年５月２６日

２　移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第９条第２項に該当したため

３　保管場所

名　称　紀和駅前自転車等保管所

所在地　和歌山市宇治家裏１６７番地１

電　話　４２２－４１００

４　返還を受けるために必要なもの

（１）自転車等の鍵

（２）住所及び氏名を確認できるもの

（３）費用

自　　転　　車	１台につき	２，５００円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	１台につき	４，０００円

５　返還できる日時等

（１）返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに1月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日までの日を除く。）

（２）返還時間

午前9時から午後６時まで

（３）その他

（１）及び（２）にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

６　問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課　電話　４３５－１０８２

（令和８年６月４日掲示済）

和歌山市告示第２２７号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年条例第９号）第９条の２第２項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第１０条第１項の規定により告示する。

令和８年６月４日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

１　放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、紀和駅前公園、宮連絡所	令和８年５月１９日、同月２２日、同月２５日、同月２６日及び同月２８日

２　移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第９条の２第２項に該当したため

３　保管場所

名　称　紀和駅前自転車等保管所

所在地　和歌山市宇治家裏１６７番地１

電　話　４２２－４１００

４　返還を受けるために必要なもの

（１）自転車等の鍵

（２）住所及び氏名を確認できるもの

（３）費用

自　　転　　車	１台につき	２，５００円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	１台につき	４，０００円

５　返還できる日時等

（１）返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日までの日を除く。）

（２）返還時間

午前９時から午後６時まで

（３）その他

（１）及び（２）にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

６　問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課　電話　４３５－１０８２

（令和８年６月４日掲示済）

和歌山市告示第２２８号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年条例第９号）第１０条第３項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第４項の規定により告示する。

令和８年６月４日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

１　処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して９０日を経過したが、引取りがないため

２　処分年月日

令和８年６月５日

３　処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
ＪＲ和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和８年２月２１日及び同月２７日	令和８年３月５日
和歌山市内一円市道上及び大新公園	令和８年２月１９日、同月２０日、同月２４日及び同月２７日	令和８年３月５日

４　処分自転車等の保管場所

名　称　紀和駅前自転車等保管所

所在地　和歌山市宇治家裏１６７番地1

電　話　４２２－４１００

（令和８年６月４日掲示済）

和歌山市告示第２２９号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１１項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第１０項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年６月８日

和歌山市長　尾　花　正　啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
雑賀地区水軒自治会	代表者の氏名及び住所	（登載省略）	（登載省略）	令和８年４月１８日

（令和８年６月８日掲示済）

和歌山市告示第２３０号

　固定資産税及び都市計画税納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和２９年条例第３０号）第１６条の規定により、次のとおり告示する。

　なお、送達すべき固定資産税及び都市計画税納税通知書は、資産税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

　　令和８年６月１２日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

１　送達書類の名称　　令和８年度固定資産税・都市計画税納税通知書

２　納　　期　　限　　令和８年度第１期分の納期限は、令和８年６月３０日とする。

（別紙省略）

（令和８年６月１２日掲示済）

和歌山市告示第２３１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１１項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第１０項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年６月１２日

和歌山市長　尾　花　正　啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
新太田自治会	代表者の氏名及び住所	（登載省略）	（登載省略）	令和８年5月３１日

（令和８年6月１２日掲示済）

和歌山市告示第２３２号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和４８年法律第１１０号）第５条第１項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和８年６月１２日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

１　申請の概要

（１）申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
和歌山精化工業株式会社
和歌山市小雑賀１丁目１番８２号
代表取締役社長　竹田　成宏

（２）工場又は事業場の名称及び所在地
和歌山精化工業株式会社　小雑賀工場
和歌山市小雑賀１丁目１番８２号

（３）特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和４６年政令第１８８号）別表第１第４６号ロに掲げるろ過施設

（４）特定施設に関する事項
新たに特定施設を設置する。別表第１のとおり

（５）汚水等の処理に関する事項
別表第２のとおり

（６）排出水の汚染状態及び量
別表第３及び別表第４のとおり

２　縦覧の期間及び場所

（１）期間
令和８年６月１２日から令和８年７月３日まで

（２）場所
和歌山市七番丁２３番地　和歌山市役所６階　和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第１　特定施設に関する事項

区分		新設		新設	
特定施設番号及び名称		第４６号ロ　ろ過施設		第４６号ロ　ろ過施設	
構造		1.172 L×140φ ポリスルフォン（白）		1.172 L×140φ ポリスルフォン（白）	
能力		0.5 m^3/h　25 ℃・10 kPa		0.5 m^3/h　25 ℃・10 kPa	
１日当たりの使用時間		10時間		10時間	
使用の季節的変動の有無		他製品との生産調整あり		他製品との生産調整あり	
排出水の汚染状態	項目＼区分	通常	最大	通常	最大
	ｐＨ	2～6	2～6	2～6	2～6
	ＣＯＤ（ｍｇ／Ｌ）	200	300	200	300
	ＳＳ（ｍｇ／Ｌ）	20	50	20	50
汚水等の１日当たりの量（m^3/日）		5	10	5	10
備考		汚水処理後、公共下水へ排除			

別表第２　汚水等の処理に関する事項

区分		既設			
施設名		中和処理施設			
構造		FRP			
主要寸法		30 ㎥×2 基			
能力		60 ㎥/日			
処理の方式		中和法			
１日当たりの使用時間		24 時間			
使用の季節的変動の有無		なし			
汚水等の汚染状態	区分／項目	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
	ｐＨ	0～2	7～8	0～2	7～8
	ＣＯＤ（ｍｇ／Ｌ）	200	200	300	300
	ＳＳ（ｍｇ／Ｌ）	5000	100 以下	8000	200
汚水等の１日当たりの量（ｍ^3）		36	40	59	65

区分		既設			
施設名		生物処理施設			
構造		散水ろ床			
主要寸法		600 ㎥×2 塔			
能力		600 ㎥/日			
処理の方式		微生物処理			
１日当たりの使用時間		24 時間			
使用の季節的変動の有無		なし			
汚水等の汚染状態	区分／項目	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
	ｐＨ	6～8	6～8	6.5～8.5	6.5～8.5
	ＣＯＤ（ｍｇ／Ｌ）	500	50	1000	300
	ＳＳ（ｍｇ／Ｌ）	200	80 以下	300	200 以下
汚水等の１日当たりの量（ｍ^3）		489	489	720	720

別表第３　排出水の汚染状態及び量

	区分	排出口 A		排出口 B	
		通常	最大	通常	最大
排出水の汚染状態	ｐＨ	6～8	6～8	6～8	6～8
	ＢＯＤ（ｍｇ／Ｌ）	50	300	2	10
	ＣＯＤ（ｍｇ／Ｌ）	50	300	2	10
	ＳＳ（ｍｇ／Ｌ）	50	100	2	5
	Ｔ－Ｎ（ｍｇ／Ｌ）	20	80	2	3
	Ｔ－Ｐ（ｍｇ／Ｌ）	2	10	0.5以下	0.5
排出水の１日当たりの量（m^3）		609	1000	800	1000
備考		工程排水(下水道に排除)		冷却水(和歌川に放流)	

（令和８年6月１２日掲示済）

和歌山市告示第２３３号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７５条第２項、第７８条の５第２項、第８２条第２項及び第１１５条の５第２項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第７８条、第７８条の１１、第８５条及び第１１５条の１０の規定により次のとおり告示する。

令和８年６月１５日

和歌山市長　尾　花　正　啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
３０７０１１１４４２	合同会社ケアプランセンター虹色	合同会社ケアプランセンター虹色 和歌山市杭ノ瀬２４４－６	居宅介護支援	令和８年５月３１日
３０７０１０５４６９	ＨＯＲＩＮ株式会社	ケアサポートおまもり 和歌山市紀三井寺５１６番１－２０１	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	令和８年５月１０日
３０７０１０５４６９	ＨＯＲＩＮ株式会社	ケアサポートおまもり 和歌山市紀三井寺５１６番１－２０１	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和８年５月１０日
３０７０１１０９１５	株式会社春風会	春風会きしケアプランセンター 和歌山市栄谷４６０番１	居宅介護支援	令和８年５月３１日
３０７０１１３４７１	合同会社桜季	ケアプランセンター桜季 和歌山市源蔵馬場２丁目４番地　薮田マンション２０１	居宅介護支援	令和８年５月３１日
３０７０１０９７６８	有限会社光彩	デイサービスセンター光彩 和歌山市大河内１８８－３	地域密着型通所介護	令和８年５月３１日
３０７０１１５０４７	株式会社インクル	訪問介護ステーションあおい 和歌山市中６４９－３フォレストヒルズふじと台２０２号	訪問介護	令和８年５月３１日

３０７０１０１９７１	株式会社会虹	訪問介護ステーション悠惺 和歌山市坂田４６２	訪問介護	令和８年5月３１日
３０７０１１５２３７	ライフアクセス株式会社	ゆたか訪問介護 和歌山市元寺町３丁目５５番地	訪問介護	令和８年5月３１日
３０６０１９１５１１	医療法人城北の杜	訪問看護ぷらす 和歌山市万町７番地　サピリア石倉ビル３階	訪問看護 介護予防訪問看護	令和８年5月３０日
３０７０１０９６４４	株式会社パソナライフケア	よっといで三木町 和歌山市南材木町２丁目１４	地域密着型通所介護	令和８年5月３１日

（令和８年6月１５日掲示済）

和歌山市告示第２３４号

介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６２の３第２項第４号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第１号事業に関する規則（平成２８年規則第９４号）第１６条の規定により次のとおり告示する。

令和８年6月１５日

和歌山市長　尾　花　正　啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
３０７０１０９７６８	有限会社光彩	デイサービスセンター光彩 和歌山市大河内１８８－３	予防給付型通所サービス	令和８年5月３１日
３０７０１１３７３７	合同会社きずな	ヘルパーステーション絆 和歌山市馬場２２５番地１０	予防給付型訪問サービス	令和８年5月３１日
３０７０１１５０４７	株式会社インクル	訪問介護ステーションあおい 和歌山市中６４９－３　フォレストヒルズふじと台２０２号	予防給付型訪問サービス	令和８年5月３１日
３０７０１０１９７１	株式会社会虹	訪問介護ステーション悠惺 和歌山市坂田４６２	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和８年5月３１日
３０７０１１５２３７	ライフアクセス株式会社	ゆたか訪問介護 和歌山市元寺町３丁目５５番地	予防給付型訪問サービス	令和８年5月３１日
３０７１２００８５５	社会福祉法人聖アンナ福祉会	デイサービスセンターたかお 紀の川市貴志川町高尾１９４－１	予防給付型通所サービス	令和８年5月３１日
３０７０１０９６４４	株式会社パソナライフケア	よっといで三木町 和歌山市南材木町２丁目１４	予防給付型通所サービス	令和８年5月３１日

（令和８年6月１５日掲示済）

和歌山市告示第２３５号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文及び第５３条第１項本文による指定をしたので、同法第７８条及び第１１５条の１０の規定により次のとおり告示する。

令和８年６月１５日

和歌山市長　尾　花　正　啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
３０６０１９１８６７	株式会社ＰｏＮｏ	訪問看護ステーションＷａＫｏ 和歌山市西庄４３０－１アストロ２１　２０７号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和８年６月１日
３０７０１１５４５０	株式会社ＭＩＲＡＩ	リオラケア和歌山 和歌山市西庄４３０－１アストロ２１　２０３号	訪問介護	令和８年６月１日
３０７０１１５４６８	株式会社ヤマシン	ケアステーション　ユーテラス今福 和歌山市湊２０番地　ユーバス和歌山店１階	訪問介護	令和８年６月１日
３０７０１１５４７６	株式会社ソワン	ヘルパーステーション　笑顔日和 和歌山市坂田４６２	訪問介護	令和８年６月１日

（令和８年６月１５日掲示済）

和歌山市告示第２３６号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４５の３第１項の第１号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第１号事業に関する規則（平成２８年規則第９４号）第１６条の規定により次のとおり告示する。

令和８年６月１５日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
３０７０１１５４５０	株式会社ＭＩＲＡＩ	リオラケア和歌山 和歌山市西庄４３０－１　アストロ２１　２０３号	予防給付型訪問サービス	令和８年６月１日
３０７０１１５４６８	株式会社ヤマシン	ケアステーション　ユーテラス今福 和歌山市湊２０番地ユーバス和歌山店１階	予防給付型訪問サービス	令和８年６月１日
３０７０１１５４７６	株式会社ソワン	ヘルパーステーション笑顔日和 和歌山市坂田４６２	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和８年６月１日

（令和８年６月１５日掲示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和３２年総理府令第７１号）第３０条第２項の規定により筆界案を作成したので、同条第５項の規定により公告する。

令和８年6月４日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

１　土地の所在・地番

和歌山市三葛字樋ノ口４２０番１

和歌山市三葛字樋ノ口４２０番５

２　筆界案を確認することができる場所

名称　　　和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地　　和歌山市七番丁１１番地１　アラスカビル２階

電話　　　０７３－４３５－１０７５

３　筆界案を確認することができる者

１に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

４　筆界案の作成者

和歌山市

５　３に記載した者は、公告の日から２０日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、３に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

(令和８年6月４日掲示済)

公　告

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 42 条第１項及び第 47 条の４第１項の規定により、和歌山県収用委員会から同法に基づく裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しの送付があったので、同法第 42 条第２項及び第 47 条の４第２項において準用する第 42 条第２項の規定により公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、土地所有者、関係人及び損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は、縦覧期間内に同法第 43 条及び第 47 条の４第２項において準用する第 43 条の規定により、和歌山県収用委員会（和歌山県庁内）に意見書を提出することができる。

令和８年６月４日

和歌山市長　尾　花　正　啓

1　起業者名

和歌山市

2　事業名

和歌山都市計画道路事業

3･3･8 号新和歌浦中之島紀三井寺線（和歌山県和歌山市今福 4 丁目地内～砂山南 4 丁目地内）

3･3･12 号今福神前線（和歌山県和歌山市今福 4 丁目地内～堀止西 1 丁目地内）

3　収用しようとする土地の所在、地番及び地目

所在及び地番	地　目	
	登記簿	現　況
和歌山県和歌山市今福一丁目 97 番１	宅地	宅地
和歌山県和歌山市今福一丁目 97 番２	公衆用道路	公衆用道路

4　縦覧場所

和歌山市　都市建設局　道路河川部　道路建設課

5　縦覧期間

公告の日から令和８年６月 18 日まで（日曜日、土曜日を除く。）

6　縦覧時間

午前８時 30 分から午後５時 15 分まで

（令和８年６月４日掲示済）

公　　告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定に基づき公告する。

令和８年６月８日

和歌山市長　尾　花　正　啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市太田字松並５７３番、５７４番、里道	和歌山市黒田一丁目２番１７号 アズマハウス株式会社　代表取締役　東　行男

（令和８年６月８日掲示済）

公　　告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定に基づき公告する。

令和８年６月８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市野崎字堂免１５６番４の一部、１５６番８、１５８番４、１６２番１、１６３番６、１６５番１、１６５番２、１６６番１、１６６番２、１６７番１、１６７番２、１６８番１、１６８番２、１６８番３の一部、１６８番５の一部、１６９番１、１６９番２、１６９番４、北島字久保里４３番２５の一部、４３番２７の一部、里道	和歌山市太田二丁目８番１１号 株式会社幸福建設 代表取締役　吉田梨絵

（令和８年６月８日掲示済）

公　　告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定に基づき公告する。

令和８年６月８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市有家字瀬見田１番６、２番	和歌山市橋向丁３２番地 株式会社あかりホーム 代表取締役　木村　亘

（令和８年６月８日掲示済）

公　　告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定に基づき公告する。

令和８年６月８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市井辺字浮長１１７番、１１８番、１１９番1、１３３番1、里道、水路	和歌山市太田二丁目８番１１号 株式会社幸福建設　代表取締役　吉田梨絵

（令和８年６月８日掲示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和３２年総理府令第７１号）第３０条第２項の規定により筆界案を作成したので、同条第５項の規定により公告する。

令和８年６月１２日

和歌山市長　尾　花　正　啓

１　土地の所在・地番

和歌山市三葛字中ノ浜４０１番１
和歌山市三葛字中ノ浜４０１番１６
和歌山市三葛字中ノ浜４０１番１７
和歌山市三葛字中ノ浜４０１番２０
和歌山市三葛字中ノ浜４０１番２２
和歌山市三葛字的場６４５番１
和歌山市三葛字的場６４６番２
和歌山市三葛字的場６４６番４
和歌山市三葛字的場６４６番１０
和歌山市三葛字的場６６１番１
和歌山市三葛字的場６６１番７
和歌山市三葛字的場６６３番２
和歌山市三葛字的場６６３番７
和歌山市三葛字的場６６３番１８
和歌山市三葛字的場６６６番２
和歌山市三葛字的場６６８番２
和歌山市三葛字的場６６９番２
和歌山市三葛字薮下８４５番１

２　筆界案を確認することができる場所

名称　和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地　和歌山市七番丁１１番地１　アラスカビル２階
電話　０７３－４３５－１０７５

３　筆界案を確認することができる者

１に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

４　筆界案の作成者

和歌山市

５　３に記載した者は、公告の日から２０日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、３に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和８年６月１２日掲示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和３２年総理府令第７１号）第３０条第２項の規定により筆界案を作成したので、同条第４項の規定により公告する。

令和８年6月１２日

和歌山市長　尾　花　正　啓

１　土地の所在・地番

和歌山市三葛字的場６４９番

和歌山市三葛字的場６５５番

和歌山市三葛字東畑７０４番２

２　筆界案を確認することができる場所

名称　　和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地　和歌山市七番丁１１番地１　アラスカビル２階

電話　　０７３－４３５－１０７５

３　筆界案を確認することができる者

１に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

４　筆界案の作成者

和歌山市

５　３に記載した者は、公告の日から２０日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、３に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和８年6月１２日掲示済）

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号による道路の位置を次のとおり指定し公告する。

令和８年6月１２日

和歌山市長　尾 花 正 啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和８年6月１０日 和建指第２７８０号	和歌山市津秦字青田２６６番１の一部、２６６番３の一部、２６６番７の一部、２６６番8、２６７番1	和歌山市黒田一丁目２番１７号 アズマハウス株式会社 代表取締役　東　行男	６．００m　×　３１．７４m ３１．７４m

（令和８年6月１２日掲示済）

公　　告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定に基づき公告する。

令和８年６月１５日

和歌山市長　尾　花　正　啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市西庄字中浜１０５５番1、１０５５番１２、１０５５番９４	東京都千代田区丸の内一丁目３番２号 ＳＭＦＬみらいパートナーズ株式会社 代表取締役　上田　明

（令和８年6月１５日掲示済）

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和８年６月５日

和歌山市農業委員会
会長　谷　河　績

１　開催日時
令和８年６月１０日　１３時００分
２　開催場所
和歌山市農業委員会事務局　会議室
３　審議案件
（１）　農用地区域除外に係る意見について
（２）　和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
（３）　農地法第３条の規定による許可申請について
（４）　農地法第３条の規定による許可申請について（第３４回保留分）
（５）　事業計画変更申請に対する意見について
（６）　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について
（７）　非農地通知について
（８）　令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

（令和８年６月５日掲示済）

和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和８年６月８日

和歌山市公営企業管理者　　瀬　崎　典　男

和歌山市企業局規程第５号

和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和４１年水道局規程第１３号）の一部を次のように改正する。

第９条第４項中「第１項から第６項」を「第１４条の５第１項から第６項」に改める。

別表第２号中「裁判員」を「裁判員、被害者参加人」に改める。

附　則

この規程は、令和８年６月８日から施行する。

（令和８年６月８日掲示済）

和歌山市企業局告示第２１号

水道法（昭和３２年法律第１７７号）第１６条の２第１項の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成１０年水道局規程第２号）第２７条第１号の規定により告示する。

令和８年6月３日

和歌山市公営企業管理者　　瀬　崎　典　男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市栄谷１０８番地１　マグノリアコートＣ棟２０６号 ｃｏＮｘ． 代表者　川﨑　小平	ｃｏＮｘ．	和歌山市栄谷１０８番地１　マグノリアコートＣ棟２０６号	令和８年5月１日	第６７０号
和歌山県岩出市岡田３７２番地の２ 株式会社大志組 代表取締役　表　政志	株式会社大志組	和歌山県岩出市岡田３７２番地の２	令和８年5月１３日	第６７１号

（令和８年6月３日掲示済）

和歌山市企業局告示第２２号

水道法（昭和３２年法律第１７７号）第２５条の３の２の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成１０年水道局規程第２号）第２７条第２号の規定により告示する。

令和８年６月３日

和歌山市公営企業管理者　瀬　崎　典　男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市北田辺丁５番地 第五工業株式会社 代表取締役　山田　敬三	第五工業株式会社	和歌山市北田辺丁５番地	令和３年１０月１１日	第６２１号
和歌山市木ノ本６９５番地の３ 株式会社関西通管 代表取締役　宮井　亮輔	株式会社関西通管	和歌山市木ノ本６９５番地の３	平成１４年５月３０日	第３４９号
和歌山市木枕２９２番地 株式会社カンキ設備 代表取締役　林　宏樹	株式会社カンキ設備	和歌山市木枕２９２番地	平成１４年４月１９日	第３４３号
和歌山市和歌浦東二丁目７番３６号 株式会社酒井設備 代表取締役　酒井　伸夫	株式会社酒井設備	和歌山市和歌浦東二丁目７番３６号	令和４年４月１２日	第６２７号
和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口１０２１番地８ 酒井水道 代表者　酒井　末次	酒井水道	和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口１０２１番地８	平成１４年４月３０日	第３４６号
和歌山市松江北五丁目３番２７号 良誠工業株式会社 代表取締役　中山　勝裕	良誠工業株式会社	和歌山市松江北五丁目３番２７号	平成１４年６月２４日	第３５１号

（令和８年６月３日掲示済）

和歌山市企業局告示第２３号

水道法（昭和３２年法律第１７７号）第２５条の７の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成１０年水道局規程第２号）第２７条第３号の規定により告示する。

令和８年６月３日

和歌山市公営企業管理者　瀬　崎　典　男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届出年月日	登録番号
和歌山市西庄７０８ 萩建設 代表者　萩原　孝明	萩建設	和歌山市西庄７０８	令和８年5月１３日	第５０４号

（令和８年６月３日掲示済）